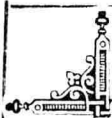


日本历史讲义

日本歷史講義

日本通大學法制學會



各項
不許
複製

日本大學法制學會改稱
日本信通大學法制學會

電話青山(36)六四番
振替東京二三四五六番

昭和十三年十二月八日印刷
昭和十三年十二月十日發行
編纂兼發行人 澤野民治
印刷所 片桐 忠誠堂片桐印刷所
東京市小石川戸崎町十四番地

【非賣品】

東京市澁谷區
明治神宮表參道



會告

●送金の際は

附、轉科の場合は第二項参照の事

●轉居の際は ●照會の際は ●返本の際は

- 一、振替以外の方法では間違ひ易いから、なるべく本會發行の振替用紙を利用し、書き入れる前によく裏面の注意書を読んで載して下さい。若し本會發行の振替用紙を用ふることの出来ない場合は通信欄を本會所定の形式によつて指示の通り記載して下さい。
- 二、通信文記載欄には送金の理由を明細に記入して下さい。例「第何回正則（速成）會費、講義録號數、入會年月」又は「豫備、模倣、卒業等各試験料の種別」或は「書籍何々代金及送料とか代理部品何々代及送料」又は「正則科より速成科へ轉科（手数料五十錢を要す）及會費」等の如くです。餘儀なく爲替證書や郵便切手を送る場合は書留郵便にして下さい。（但し郵券は一割増、試験料は二割増の事）
- 四、會費其他の金額は正確に計算して過不足なく御送り下さい。特に定價以外に送料を要するものに就ては「送料」の加算を忘れぬ様に願ひます。
- 五、住所氏名は楷書で丁寧に認め、同居の方は必ず「何某方」と附記して下さい。自分の氏名は書き刷れてゐるから、つい走り書きになどするものですが、初めて見る人には判り難いもので誤記等の障害を生じお互に困ります。
- 六、振替貯金口座番號は送金せられる用件の種別に依つてそれ／＼異つて居りますから御注意下さい。會費は「東京二三四五六番、日本通信大學法制學會」へ、書籍及代理部品代は「東京三七〇六五番、日本通信大學法制學會」へ、法制誌代及急速通信部加入料は「東京六二〇二六番、日本通信大學法制學會」へ、各試験料及成績證明書手数料は「東京三七三三四番、日本通信大學法制學會編輯部」へ御拂込下さい。
- 一、新舊兩住所及び姓名を丁寧に認めて遅滞なく御届け下さい。
- 二、入會の年月、自己の屬する回数（第何回正則科、速成科）を明記して下さい。
- 一、必ず返信料を添へ、用件のみを簡單に判り易く御書き下さい。
- 二、郵便料の不足のないやう貼付し、忘れて全然貼らぬ等の手落ちなき様御留意下さい。
- 一、必ず返本の理由を明記して別に御通信下さい。
- 二、落丁の場合は必ず原本のまゝ返送して下さい。本會では返本着次第直ちに正確なものを取替へ再送します。科目別にばら／＼にしてから送り返しても本會では責任を負ひません。

日本歴史講義目次

緒言

上古史

- 第一 神代……………二
- 第二 神武天皇……………三
- 第三 崇神天皇と垂仁天皇……………四
- 第四 熊襲と蝦夷……………六
- 第五 學問工藝の傳來……………八
- 第六 仁徳天皇……………九
- 第七 氏族制度……………一〇
- 第八 韓土の叛亂……………一三

第九 佛教の傳來と蘇我物部二氏の争亂……………一三

第十 聖德太子……………一五

第十一 蘇我氏の滅亡……………一五

中古史

第一期 奈良朝時代……………一六

第一 大化の新政……………一六

第二 蝦夷と三韓の離反……………一八

第三 天智天皇と文武天皇……………一九

第四 奈良奠都……………二一

第五 天平時代……………二三

第二期……………二五

第一 桓武天皇……………二五

第二 菅原道眞 二七

第三 朝臣と武士 三〇

第四 藤原氏の極盛と勢力争ひ 三三

第五 平安朝の文物 三四

第六 後一條天皇・前九年の役 三六

第三期 三八

第一 後三條天皇と白河法皇 三九

第二 後三年の役 四三

第三 源平二氏の盛衰 四四

第四 源氏舉兵と平氏の滅亡 四九

近古史

第一期 五二

第一	源賴朝	五二
第二	賴家と實朝	五七
第三	北條義時	五九
第四	北條泰時	六〇
第五	北條時賴	六四
第六	北條時宗	六五
第七	鎌倉時代の風俗・文藝及び佛教	六七
第八	北條氏の滅亡	六九
第二期 吉野朝廷時代		
第一	建武中興	七一
第二	足利尊氏	七二
第三	吉野の朝廷	七四

第二期 足利時代

第一 室町幕府

第二 關東管領

第三 應仁の亂

第四 室町時代の文物

第五 足利氏の季世

第六 外國との關係

第七 群雄割據

近世史

第一期 織田豊臣時代

第一 織田信長

第二 織田氏の法制

七五

七五

七六

七八

八〇

八一

八四

八五

八七

八七

八八

第三 豊臣秀吉……………八九

第二 徳川幕府……………九五

第一 徳川家康……………九五

第二 徳川氏の法制……………九八

第三 三代將軍家光……………一〇二

第四 文教の振起……………一〇四

第五 元祿時代……………一〇六

第六 幕府の中興……………一〇七

第七 露人の來航より明治戊辰の役まで……………一〇八

現代史

第一 明治維新と維新戰役……………一二五

第二 明治の新政……………一二八

第三	朝鮮問題	一三一
第四	清國との關係	一三三
第五	北邊の經營	一三五
第六	地方の騷亂	一三六
第七	朝鮮問題	一四〇
第八	立憲政體の確立	一四三
第九	法典編纂と條約改正	一四七
第十	明治二十七八年戰役	一四八
第十一	三十三年北清事變	一五二
第十二	明治三十七八年戰役	一五四
第十三	清韓兩國の保護	一五七
第十四	韓國併合	一五八

第十五	明治天皇	一五九
第十六	大正天皇	一五九
第十七	昭和時代	一六八

日本歴史講義目次(終)

日本歴史講義

文學博士 佐々政一述

緒言

日本歴史の區分は一定して居る譯ではないが普通には左の五つの時代にわける。

上古

我が國の開けはじめから蘇我氏が亡びた年、紀元一三〇五年までの間。

中古

大化の改新から安徳天皇の御代まで、五百四十年の間。

等しく歴史と云ふ中にも、例へば戦争の顛末とか、英雄豪傑の事業とか、その他社會上に起つた著しい出來事のみを主として記述するものと、それ等の出來事よりも、社會全體の組織・制度又は文化の進歩などいふことを主として説明するものと、二種の書き方があるのである。これから講ずるところは専らその後の方の歴史であつて、今日の社會と比べて見て、昔の社會が如何に異つてゐたかといふことを幾分でも教へることが出來たなら、この講義の目的が達せられるわけである。だから、この講義には、小學校の歴史讀本にある事柄だけは、既に讀者が知つてゐるものと假定しておく。

近古

後鳥羽天皇の御代から足利氏の亡びた年まで、凡そ三百年の間。

近世

織田信長の時代から徳川幕府の亡びた年まで、凡そ二百年の間。

現代

明治元年以後。此の講義も、上の如き區分に從つておかる。

伊勢の皇太神宮は天照大神を奉祀せる宮

上古史

第一神代

(一)我が國體 大日本帝國は太平洋の一隅にある小さな島國であるが、その國體と國史とは世界中の何れの國の歴史を調べて見ても、類もなく比べるものも無い立派なものである。上には萬世一系の天皇をいたゞいてその徳政を承け、下には忠良の臣民があつて、他に見られぬ大和魂を發揮して居る。いかなる文明の力でも黄金の力でも、これを購ひ求めることは出来ないのである。

(二)建國の基 建國の初め、天祖天照大神は天孫瓊々杵尊を大八洲國に降し給ふ時「豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれわが子孫の君たるべき地なり、爾皇孫就いて治らせよ、寶祚の隆えまさむこと天壤と共に窮なかるべし」と勅せられてより、大日本帝國の基は千年も萬年も動かない様に確立してしまつたのである。以來君臣の分定まりて紊れず、天日嗣は歴代相承け相傳へ給ひ、連綿として永久に絶ゆることなく、皇位の尊嚴は萬古不易である。明治天皇の教育勅語の中に「國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」又「天壤無窮ノ皇運」とあるのは、やはり天祖天照大神のおほしめしであつて、我等臣民たる者が一日も片時も、この勅語の御精神を忘れてはならぬ事である。

(三)三種の神器 天照大神はこの時八咫鏡・叢雲劍・八咫瓊曲玉を皇孫に御授けになつて仰せられ

であつて御神體は八咫鏡である。第十代崇神天皇の時大和笠縫邑に御祀りになつたが、第十一代垂仁天皇の時更に今の地に御遷しになつた。

初め我國では天下悉く一姓であつてかの天孫降臨に先ちて此地に居つた出雲民族もその源は天孫と同一である。又その後歸化した民族も皆之と同化して全く異姓を交へない國民である、こゝに於て到底外國の歴史では見る事の出来ない親密の關係となつたのである。

神武天皇十六年、支那では管仲死し、五十七年には老子生る

るには「これを見まさんこと猶我を見るが如くなるべし、床を同じくし殿を共にして齋きまつれ」と以來この三器を天位の御璽として代々御傳へ遊ばす事となつた。

(四)天孫降臨 瓊々杵尊は澤山の臣下を隨へて日向の高千穂峯(霧島山)に降り給ひ、次で吾田笠峽(薩摩の加世)に都して御治めになつた。尊の御曾孫に當る御方が神武天皇である。天照大神より神武(田港の附近)に都して御治めになつた。尊の御曾孫に當る御方が神武天皇である。天照大神より神武天皇に至るまでを神代と云ひ、その年数は明かでない。

(五)皇室と人民 天孫の降臨なさるまでに我が大八洲には蝦夷・熊襲・土蜘蛛などの諸族が居つたが、皆野蠻の小部落であつた。天孫は此等の蠻族を服し、又大陸地方より歸化せる者をも同化させて、日本國民といふものが出来た。それで皇室と臣民との關係は丁度大きな一族の様なもので、皇室はこの家族の本家であり、天皇はその本家の家長、臣民はその一族の如きものであるから、最も親密なる關係があつた。

第二 神武天皇

(一)天皇の東征 神武天皇は四十五の御年まで日向にあらせられた(皇兄五瀨命と共に高千)が、東國は多くの酋長が居つて分れ々の有様であると聽しめし、これを平らげんと自ら軍を率ゐ給ひ、御兄五瀨命や皇子と共に日向を御出發になり、宮崎から御乘船になつて豊前の宇佐を経て筑紫の岡田の宮(筑前川口)に一年ばかり御滞留、それから安藝の埃宮(今)に七年御滞在、更に兒島半島の東端を経て海路浪

速に達し給ひ、淀川を溯り、上陸して生駒山の險路を越えて大和に入らうとされた。

(二)大和平定 この時大和には長髓彦といふ酋長が、やはり大神の御子である饒速日命を奉じて天皇に抗し、その勢却々盛であつた。皇軍は長族の疲れがある上に地理に不案内であるので、容易に打さ入る事が出来ない、その上に五瀬命は流矢に中つて御負傷なされた。それで一度退却して再び海を航して紀伊に上陸なされた。此時五瀬命は遂に御薨れになつた。菟田縣といふ所で兄猪・弟猪といふ酋長を攻め亡ぼし、熊野から更に大和に進軍なされたが、饒速日命は長髓彦を殺して降参をなされた。それ以外の酋長ども、皆降服して、大和地方は全く平定してしまつた。

明治五年の二月十一日を以て紀元節と定められた。

(三)橿原即位 これから二年ばかりの間に世の中は全く靜つたので、天皇は畝傍山の東南の麓にある橿原を都と定め給ひ、宮殿を作つて即位の式を御擧げになつた。これぞ人皇第一代の天皇であつて、この年を我國の紀元元年とするのである。今を距ること實に二千五百九十餘年の昔である。

(四)政府の組織 天皇は諸臣の功を賞し、天種子命・天富命に祭祀と政治とを司らしめ、道臣命と可美眞手命(饒速日)とに朝廷を守らしめ給ひ、地方には國造・縣主などを御置きなされたが、これらの人々は皆その部下を率ゐて朝廷に御奉公して何れもその職を子孫に傳へた。

第三 崇神天皇と垂仁天皇

(一)神器の奉遷 神武天皇の後八代五百六十年の間は天下無事で別に記すべき事がない。崇神天皇の

伊勢の内宮は天照大神を祀り、外宮は豊受大神と瓊々杵尊と

を祀り奉る。外宮は初め丹波國與謝郡眞名井原にあつたのを第廿一代雄略天皇の時伊勢に遷し奉つた。昔は皇女を齋宮として兩宮に奉仕せしめたのであつたが、武家時代に中絶し、明治になつては皇族を祭主とするこゝとなつた。

埴輪は埴土で人馬鳥獸其他の器具等を作り、墓の周りに立てるのである。埴輪土器の多い古墳の發掘品は垂仁時代より四五百年頃の遺物と思へば概して間違はない。

(崇神天皇五十四年、羅馬のケーザル刺さる。)

時まで三種の神器は宮中に奉置してあつたが、神威を汚す恐があるといふので、神鏡と神劔とは大和の等縫に遷し奉り、皇女豐鋤入姫命奉祀し給ひ、別に鏡劔を御作りなされて、曲玉と共に宮中に御置きなされた。御子垂仁天皇の時更に大和より諸處を経て終に伊勢に御遷しになり、皇女倭姫命が奉祀なされた。

(二) 四道將軍 崇神天皇は大彥命を北陸に、武渟川別命を東海に、吉備律彥命を山陽九州に、道主命を丹波路にやり給ひ、又皇子豐城入彥命をして東國を鎮めしめ給うたので、皇威大に發展して、遠く四方に行き渡る事となつた。之れを史に四道將軍といふ。

(三) 政治 崇仁天皇は始めて人民の數を調べて調を奉らしめ(男は獵の獲) 又船を作つて運送の便利を計り、池や溝を掘つて農業を獎勵し給ひ、誠によく政治が行届いたので天下はよく治まつた。次の垂仁天皇も非常に農業を御獎勵になつた。又天皇は殉死を禁じ、その代りに土で作つた埴輪といふものを立てることとなつた。

(四) 上古の風俗 衣服は筒袖の上衣に袴をつけ、その材料には麻布などを用ひた様でなる。身の廻りは玉類で飾り、髪は男子は角髪(かも二つの角のようになる) 女子は下げ髪又は髻に結つた。家屋は木造で土地を掘つて柱を立て、草で屋根を葺いた。伊勢の皇太神宮や出雲大社などの建築は古代建築の風を残して居る。たゞ一般人民は屋根に堅魚木を乗せず、繩を用ひて居つた。